

広報 ふじさき

みんなで築く 希望に満ち、
活力があふれるまち ふじさき

卒業、そして新たな道へ



藤崎中学校 卒業証書授与式

2024

4

No.229



2/29 藤崎診療所 惜しまれつつ診療を終了

場所：藤崎町立藤崎診療所



長年にわたり町の医療の中核を担ってきた藤崎診療所(所長 石塚 武夫)が2月29日をもって診療を終了しました。最終日の29日には、指定管理を受けている医療法人ときわ会の永山 亮造理事長が、患者の治療と町民の健康維持・増進に尽力した医師・看護師ら職員に対し、感謝とねぎらいの思いを伝えました。

2/27 防犯ポケットティッシュを寄贈

場所：明德中学校 他



町少年補導協力会(会長 木村 龍悦)が、防犯啓発用品(防犯ポケットティッシュ)を町内の小中学校に寄贈しました。同会では、子どもたちの非行防止や健全な育成環境を守るために、防犯啓発用看板の設置や町内の宵宮などを巡回する活動をしています。

2/16 新消防団長を任命

場所：町長室



新たな町消防団長に福田 隆寿さん(白子)が任命されました。福田さんは、昭和61年に消防団に入団し、約37年間にわたり町の防火・防災に努めてきました。今後の意気込みとして、「新入団員を確保し、若い団員を一人前に育てていきたい」と話していました。

2/16 観光客を呼び込む地域づくりを紹介

場所：ふじさき食彩テラス



まちあるきガイドの会「ふじさんぽの会」や、謎解きイベントを開催する団体「ナゾツク」、観光の取組を行っている事業者等が集まり、「cocofuji(ここふじ)情報交換会」を開催しました。出席者がそれぞれの活動を紹介し、今後もさらなる観光客の誘客を目指して町を元気にするための活動に連携して取り組むことを確認しました。

能登半島地震災害への 義援金のご協力ありがとうございます！



町地域おこし協力隊の笠原 綾子さんが自身が運営する交流施設「かさこ*ハウス」のりんご箱deお試しショップの出店者の売り上げと、施設内に設置した募金箱に集まった寄附額を合わせた義援金45,335円を寄附しました。

笠原さんは、「藤崎町でも応援している人がたくさんいるので、明るく元気に頑張してほしい」と被災された方々への思いを話していました。



2月25日にふじさき食彩テラスで行われたイベント「にんにく食べどきっ」を主催したJA津軽みらい農協ときわにんにく部会(部会長 對馬 伸吾)と町地域おこし協力隊、ふじさき食彩テラスが、能登半島地震災害の復興に役立ててほしいとイベントの売上金と募金額を合わせた79,537円を寄附しました。

對馬部会長は、「震災にあった方に少しでも元気になってもらいたい」と話していました。

2/26 写真で町の魅力を発信

場所：ふじさき食彩テラス



カメラを片手に町を歩きながら、町の魅力を再発見して発信するプロモーション人材育成プロジェクト「ふじさきローカルフォトアカデミア」2期生の写真展が開催されました。会場には、受講生が様々な視点から撮影した町のローカルヒーローの写真が展示され、訪れた方は「素敵な写真から町で活躍する方々を知ることができて良かった」と話していました。

2/17 誰もが安心して暮らせるまちづくり

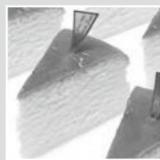
場所：町文化センター大ホール



町と町社会福祉協議会主催の社会福祉大会が開催され、町地域おこし協力隊の笠原 綾子氏による「楽しく生きる」をテーマとした記念講演や、小中学生による福祉作文の発表、社協職員の寸劇などで、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」に対する意識を高めました。

～ふじワングランプリ2023 特別企画～

グランプリと準グランプリの店舗をご紹介します！



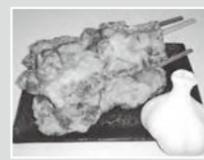
スフレチーズケーキ 400円(税込)

三重県紀宝町のマイヤーレモン果汁を使用したさっぱりとした味わいのチーズケーキです。

グランプリ！アントルメ佐藤菓子店 藤崎町大字藤崎字村岡27 ☎75-2217

ふじのりんごクリームパイなど、おすすめ商品を多数販売しています。皆様のご来店、心よりお待ちしております。

※本記事は、ふじワングランプリ2023のグランプリ及び準グランプリの店舗特別企画として掲載します。



トキワにんにくを使ったカラアゲ棒 400円(税込)

やわらかさとジューシーさが魅力の風味豊かなカラアゲです。

準グランプリ！からあげ屋とんぼ

藤崎町大字常盤字二西田27-5 ☎090-2985-2901

単品の販売のほか、大きなからあげのつたお弁当も販売しています。ぜひご賞味ください。

2/2 「プラスチック資源」再利用促進に向けて

場所：津軽地域ごみ処理広域化協議会



津軽地域ごみ処理広域化協議会関係8市町村と株式会社青南商事とのプラスチックに係る資源循環の促進に関する連携協定締結式

津軽地域ごみ処理広域化協議会関係8市町村(藤崎町、弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、板柳町、田舎館村、西目屋村)と株式会社青南商事は、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する連携協定」を締結しました。これにより、令和8年度から「プラスチック資源」を統一して設ける新分別区分を決定し、8市町村が足並みをそろえて一括回収することで住民の皆さまの分別負担軽減を図ることができます。

また、回収された「プラスチック資源」は、株式会社青南商事がリサイクル処理することで、市町村で行っていた選別・圧縮・梱包などの中間処理を省略できるため、環境負荷や費用低減の効果も期待されます。

審議された議案の案件及び内容

- 発議
 - 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書案
- 諮問
 - 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件(3件)
- 議案
 - 藤崎町工場立地法に基づく準則を定める条例案
 - 藤崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案
 - 藤崎町水道事業給水条例等の一部を改正する条例案
 - 藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町ふじ原公園設置条例の一部を改正する条例案
 - 福館公民館の指定管理者の指定の件
 - 榊公民館の指定管理者の指定の件
 - 福島公民館の指定管理者の指定の件
 - 福左内公民館の指定管理者の指定の件
 - 藤崎町常盤地区コミュニティセンターの指定管理者の指定の件
 - 藤崎町亀田地区交流センターの指定管理者の指定の件
 - 藤崎町水木地区ふるさとセンターの指定管理者の指定の件
 - 藤崎老人憩の家の指定管理者の指定の件
 - 徳下老人憩の家の指定管理者の指定の件
 - 久井名館老人憩の家の指定管理者の指定の件
 - 富柳老人憩の家の指定管理者の指定の件
 - 三ツ屋老人憩の家の指定管理者の指定の件
 - 中野目研修集会センターの指定管理者の指定の件
 - 三集落生活改善センターの指定管理者の指定の件
 - 西中野目生活改善センターの指定管理者の指定の件
 - 藤越研修集会所の指定管理者の指定の件
 - 白子研修集会所の指定管理者の指定の件
 - 林崎研修集会所の指定管理者の指定の件
 - 平成会館の指定管理者の指定の件
 - 若松転作研修館の指定管理者の指定の件
 - 令和5年度藤崎町一般会計補正予算(第9回)案
 - 令和5年度藤崎町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)案
 - 令和5年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)案
 - 令和5年度藤崎町介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)案
 - 令和6年度藤崎町一般会計予算案
 - 令和6年度藤崎町国民健康保険(事業勘定)特別会計予算案
 - 令和6年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
 - 令和6年度藤崎町介護保険(事業勘定)特別会計予算案
 - 令和6年度藤崎町水道事業会計予算案
 - 令和6年度藤崎町下水道事業会計予算案
 - 藤崎町副町長の選任の件

令和6年3月4日から13日まで、令和6年第1回藤崎町議会定例会が開かれ、発議1件、諮問3件、議案39件について審議され、原案通り可決し、閉会しました。

■ 一般会計

国の補正予算に伴う事業費を計上するほか、各事業の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入歳出とも2億108万8千円を追加しました。

■ 特別会計

- ・ 国民健康保険(事業勘定)特別会計
 - 歳入歳出とも
 - 565万3千円 追加
 - ・ 後期高齢者医療特別会計
 - 歳入歳出とも
 - 295万6千円 追加
 - ・ 介護保険事業勘定特別会計
 - 歳入歳出とも
 - 162万3千円 追加
- 令和6年度予算の詳細は、5月号でお知らせします。

一般質問

五十嵐 忍 議員

校生活支援について

問 ①75歳以上の高齢者のみの世帯数及び、そのうちの単身世帯数はどのくらいか。

答 ①いわゆる「孤独死」した場合、行政の対応はどのようになっているか。

②もしもの時に備えて、単身高齢者らの「終活情報」と呼ばれる個人情報登録事業をしている自治体もある。そのような終活支援の必要性をどう考えているか。

問 ④町営墓地内の合葬墓整備計画の進捗状況はどのようになっているか。

答 ①町の75歳以上の高齢者世帯は505世帯で、そのうち単身世帯は360世帯です。

②墓地、埋葬等に関する法律に従い、孤独死が判明し、警察等から引き取り手がない旨の連絡を受けた際は、町が遺体を引き取って火葬を行い、遺骨を町内のお寺に一時保管させていただいています。

また、町による親族調査で親族が判明した場合は、相続等の意思確認を行っています。

③近年、終活を支援するエンディングノートの配布や、高齢者が死亡した際に事前登録した情報に関係機関に伝達する事業を実施している自治体もあることから、近隣市町村の状況を確認し対応を検討します。

④令和4年6月に実施した合葬墓に関するアンケート調査の内容等から、新たな合葬墓の必要性を確認し、令和5年3月に藤崎町合葬墓整備基本計画を策定しました。

現在、合葬墓のデザインなどの検討、合葬墓運用方法等の調整を行っており、来年度に企画提案の公募を行い、選定委員会での審査を経て、6月から整備工事に着手できるよう準備を進めていきます。

除雪について

問 ①融雪溝が未整備の地区では、住民は非常に不公平感を感じている。このような状況をどう認識しているか。

答 ②本来融雪溝は住宅密集地にこそ必要だと思われるが、現

状そうっていない。西豊田地区においては、側溝のふたを一部グレーチングにすれば、温泉の排水等を利用して簡易融雪が可能なのではないか。

答 ①融雪溝の未整備地区については、除雪の寄せ雪が多くなり次第、整備済地区では実施していないロータリ除雪車による道路拡幅除雪及び排雪作業を実施して、不公平感の解消に努めています。

②近年の西豊田地区における新築住宅の増加により、融雪溝の有効性と必要性が増してきていることは承知してはいますが、事業の財源上、まずは整備中の地区の早期完了を目指していくものです。

また、融雪に西豊田温泉の排水を利用することは、地形的に困難であり、流入する水量計算や側溝から水が溢れないうことを確認する必要や安全性の観点から、簡易融雪施設としての利用は出来ないものと考えています。

棚内 伸治 議員

安心して子育てができる街にするための取り組みについて

問 ①学校トラブル等に組織的に対応するための拠点整備として、現段階ではどの程度考えているのか。

答 ①(1)不足している教員等の対応

(2)学校運営協議会の設置と今後の位置づけ

(3)適応教室等を運営する学務課への人員補充

②藤崎町の子育て支援の現状と、今後の展開について示して欲しい

答 ①(1)教員不足は、当町に限らず、県や国でも同様に深刻な状態となっており、県教育委員会が解決すべき課題であると認識していますが、町としても看過できないため、特別支援教育支援員を増員するなど教員不足を補う対応をしています。

②(2)学校運営協議会制度、いわゆる「コミュニティ・スクール」の制度は、保護者や地域の方々が、一定の権限をもって学校運営に参画し、地域社会が子どもたちの健全育成や、学校運営の改善に取り組みすることを目的としています。

町では令和6年度中に準備組織を立ち上げ、令和7年度に「コミュニティ・スクール」

導入を目指していきたいと考えています。

③(3)昨年6月に学務課内に不登校やいじめなどに対応する教育支援係を新設し、不登校児童生徒のための適応指導教室を開設したところ、当初の予想を上回る児童生徒が通所することとなり、現在は適応指導教室支援員や相談員を増員し対応しています。

来年度の職員配置については、正職員の増員や会計年度任用職員の活用を含めて総合的に検討していきます。

②少子化対策として、第3子以上の子について、出産祝金の支給、子育て支援サービスの利用負担を軽減するおむつや、おむつかバー、おしりふきなどを購入することができるとおむつ等購入費助成券の交付のほか、所得制限を撤廃し中学生までを対象とした子ども医療費無償化制度を実施しています。

なお、令和6年度からは、子ども医療費無償化の対象を18才まで拡充して、その他の事業と併せて継続していきます。

防災・減災への取り組みについて

問 ①藤崎町の防災・減災への取り組みについて現状ではどの程度行っているのか

①令和4年度の豪雨災害被害に対する整備等の状況
②自主防災組織の育成、支援等の状況

③防災・減災訓練への取り組み

④藤崎町の防災備蓄について示して欲しい

⑤今後考えられる災害への備えとして、新たな取り組みは考えているのか

答 ①(一)令和4年8月の大雨による災害被害から、国の主導で、国、県、市町村が連携し「岩木川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」を策定し、同規模の洪水に対する氾濫防止の取組を進めています。

1月末現在の整備状況は、堤防のかさ上げが60%、河道掘削が52%、災害復旧については80%まで進んでいます。併せて、藤崎地区の岩木川と平川の合流点付近の流出した護岸についての復旧工事は4月末完成の見込みです。

③白鳥が飛来している期間、町商店街の方々やキッチンカー等と連携し、より多くの来場者誘致につなげたいと考えています。

④野鳥観察を目的として建設された「コーヤまふれあい」だが、町民にも観光客にもっと活用されていない。学習の場としてイベントと連動させて、アピールし、活用するべきではないか

答 ①②③④白鳥ふれあい広場は、国土交通省が水辺を保護する目的で整備し、コーヤまふれあいは、町が、平成5年12月に白鳥の観察施設として建築したものです。

以前は、ここで白鳥の餌付けや、商工会主催の「白鳥まつり」、「雪上運動会」などが行われていましたが、平成16年に、国内で鳥インフルエンザが発生したことに伴い、県内でも野鳥への餌付けが自粛されて以来、イベント等は実施されていません。

今後、白鳥ふれあい広場やコーヤまふれあいを活用した冬のイベントや「野鳥の生態学習会」等の開催について様々な団体と連携し、多様な生涯学習活動に取り組んでいきたい

また、農業に関する整備等の状況は、町の支援として、当該年度に、被災りんご園薬剤費緊急助成事業、追加支援として、生産資材購入費の一部助成を実施したほか、浸水・土砂流入等により故障した農業用機械の修繕、又は再取得費用の一部助成、損壊した農業用施設の修繕や再取得費用の一部助成を行っています。

さらに、今年度は、野菜関係の被災した農業者に対する町の支援として、野菜等種苗購入費助成事業を実施しています。

①(一)自主防災組織の育成を目的として、年間15万円を限度に、2か年にわたり、合計30万円の防災資機材の購入に対する補助や、自主防災組織が防災訓練を実施する場合に年間5万円を上限に防災訓練費の助成、防災士の資格取得に係る受講料等の全額補助のほか、県の防災アドバイザーによる防災に関する研修会等も実施しています。

なお、自主防災組織の設立状況は、今年度新たに2団体が設立し、計14団体です。

①(三)今年度の防災訓練は、避難所開設訓練、避難者の受

入訓練、災害弱者に対する支援訓練等の内容で実施しました。

今後は図上訓練等も組み入れるなど、実災害を想定したより充実した訓練を実施していきたいと考えています。

②町が備蓄している主なものは、ダンボールベッド及び空間を区切る仕切り各500セット、屋内用テント20張り、ブルーシート45枚、扇風機94台、携帯用トイレ1800回分です。

今後、携帯用トイレの追加と飲料水等の備蓄を進めていきたいと考えています。

③現在ホームページに掲載している洪水ハザード情報に、地震危険度や避難所情報等の防災情報を組み入れた「藤崎町防災マップ」を来年度作成する予定です。

完成後は各世帯へ配布し、町全体で防災意識の啓発を図っていききたいと考えています。

相坂 清志 議員

りんご助成事業について

問 ①今年度から防除暦にコンフューザーが追

①4県が、畜産経営に係る資材の価格高騰に対応するため、津軽地域で未利用となっているもみ殻を畜産の盛んな県南地域で有効活用する「耕畜連携」について構築しており、町でも、もみ殻の効率的な流通体制について県畜産課と情報共有し、協力することを意思確認しています。

②(一)現在16の組織が活動しており、約1700ヘクタールの規模で、農業用施設の草刈等の基礎的保全活動や農道水路等の軽微な補修などを行い質的向上を図っています。

②(二)活動の成果としては、安定的な農業生産にとって必要不可欠な農地や水路などを適切に保全管理することで、異常気象時等における被害軽減につながっているものと考えており、今後も環境保全活動の支援を継続していきます。

相馬 勝治 議員

防災設備等について

問 ①公共施設における発電機等の必需品について

②食料品・飲料水の確保について

加になったが農業の高騰もあり、農家の負担も大きい。町独自で助成してほしい

②ふじ苗木助成事業だが、苗木に「ふじ」と入っていないものは対象外になっているが、カタログ等に「ふじ」と明記されている物も対象にするべきではないか

③ふじ苗木助成事業が令和6年12月28日までになっているが、ふじ発祥の地の意味を守るためにも、延長や長期的に継続した方が良いのではないか

答 ①りんご生産のコスト上昇や長引く物価高騰等を考慮し、りんご生産者の負担軽減のため、県と足並みを揃え、緊急的に支援する方向で検討しています。

②「ふじ」と容易に判断できるものと、苗木の名称に「ふじ」と明記しているものを助成対象としています。

③当該助成事業は、りんごふじ誕生80周年を記念して令和4年度から3年間限定で行う予定で実施しています。

事業の継続等については、他の事業との調整や財政状況「ふじ」の生産状況等を相対的に考慮し検討していきます。

通学路について

問 先般のPTAとの懇談会でも問題になっていますが、藤崎小学校の通学路である駅前から伝馬交差点までの通学路を町で除雪しているが、雪がかなり残っていて歩けない。ロードヒーティングを導入したらどうか

答 この区間は、藤崎小学校付近の一斉除雪の対象となっていますが、除雪後の降雪等で雪が残っている場合もありますので、より丁寧に対応していきます。

また、この区間をロードヒーティングにすることについては、近年の電気料金の高騰等により、新設後の維持管理費用等を考慮すると困難な状況と考えます。

白鳥ふれあい広場について

問 ①白鳥ふれあい広場の現状と利活用についてどう考えているのか町長の意見を聞きたい

②町のイベントが夏、秋であるが、冬のイベントがない。町の鳥が飛来する白鳥ふれあい広場で開催したらどうか

て、取り外し式の手すりを設置するなど検討していき

藤崎診療所の今後について

問 藤崎診療所の利活用について

答 3月末で閉院する町立藤崎診療所の利活用の方向性としては、町全体の健康増進や住民にとって利便性のある行政施設の構築を目指しています。実際の利活用までは、耐震などの改修や設備投資など一定の期間が必要と認識しているものです。

各課の組織の強化について

問 各課に於けるコミュニケーションは取られているのか

答 行政庁における業務は、「縦割り行政」の側面があることは否めないところですが、各課や職員間における連携においては、必要に応じて十分コミュニケーションは取られているものと認識しています。

今後は、職位を超えた職員間での意見交換の実施や職員が主体的に改善を進めていくための職場環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。

ふじさき産業文化交流施設(リンゴカ) オープンのお知らせ

平成31年3月に閉校した旧弘前実業高等学校藤崎校舎が生まれ変わって「ふじさき産業文化交流施設(リンゴカ)」となり、供用を開始します！

施設は、町の歴史文化やりんご「ふじ」発祥の地を体験しながら楽しく学ぶことができる展示室や町の特産品を活用した加工品の開発などに利用できる食品加工室、多用途に利用できる多目的室を整備しました。

ものづくりやしごとづくり、農福連携の推進のほか、関係・交流人口の創生を図るなど町の地方創生を推進する拠点施設となります。

オープニングセレモニー(関係者のみ)

- ◆日 時 4月23日(火) 午前11時
- ◆場 所 ふじさき産業文化交流施設(リンゴカ)駐車場(藤崎町大字藤崎字下袋7番地10)

一般利用開始

- ◆日 時 4月23日(火) 午後1時より
 - ◆利用時間 午前9時～午後6時
 - ◆休 館 日 月曜日、年末及び年始(12月29日～1月3日)
- ※混雑の状況により、入場をお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。
※屋外グラウンド内に整備した大型遊具「ふわふわドーム」も利用を開始します。お楽しみに！

■お問合せ 経営戦略課戦略推進係 ☎88-8236

宝くじの助成金で整備しました

屋外グラウンド内に大型遊具「ふわふわドーム」を宝くじの助成金で整備しました。

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業により地域づくりを支援しています。

今回町が採択を受けた共生の地域づくり助成事業は、地域の創意工夫による地域の実情に応じた住民にやさしいまちづくりの推進を目的としています。子どもたちの体力向上や地域コミュニティの推進に、ぜひ「ふわふわドーム」をご利用ください。

※ふわふわドームは、年齢により利用日が異なります。(詳細は、後日ホームページ等でお知らせします。)

※利用の際は、靴を脱ぐなどルールを守って遊んでください。



■お問合せ 経営戦略課企画調整係 ☎88-8258

Jアラートの訓練放送を行います

Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などの情報を、町防災行政無線を通じて国から住民へ直接瞬時に伝達するシステムです。

国では、緊急時における住民への情報伝達体制に万全を期すため、Jアラートの全国一斉情報伝達試験を行います。

- ◆放送日時
- 5月22日(水) ○8月28日(水)
- 11月20日(水) ○令和7年2月12日(水)

※いずれも時間は午前11時頃
※災害等の状況により放送を中止する場合があります。

- ◆放送内容
- ①上りチャイム音
- ②「これは、Jアラートのテストです。」を3回繰り返す。
- ③「こちらは、防災藤崎広報です。」
- ④下りチャイム音



■お問合せ 総務課防災係 ☎88-8295

浅利 直志 議員

町長の政治姿勢と行政運営の本質をめぐって

問 ①国会議員による政治資金規正法違反事件についての町長の認識について
②「裏金なのか」還付金なのか
③「犯罪行為」なのか「事務処理ミス」なのか
④国政のことなので町民は「見守る」ことが基本なのかについて
⑤若い世代の県内や地域への定着を促すための町独自のとりくみの必要性和具体的なとりくみについて
⑥旧弘前実業藤崎校舎及びふじ原木公園整備の事業費及び今後の維持管理費の見込みについて
⑦新型コロナウイルス対応の3年余りについて
⑧町のコロナフクチン接種関連予算の年度別支出総額とコロナ関連支援額の年度別総額について
⑨3年余のコロナ対応の課題は何かについて
⑩感染症対応計画作成の必要性について

答 ①(1)(2)(3)裏金問題については、連日多くの報道により、国民の関心も高い問題だと認識しています。政治資金規正法における「犯罪」であるかについては、捜査権を持つ検察等の判断であり私個人が判断できるものではありません。
②地方における人口減少に歯止めをかけるためには、我が町を誇りに思い、自分たちの手で町をより良くしようとする気持ちを持つこと、いわゆる「シビックプライド」を、子ども頃から段階的に醸成することが大切と考えます。
また、「魅力あるしごとづくり」、「移住の促進」、「安心して暮らせる環境づくり」に取り組むことも重要であると考えており、シビックプライドの醸成につながる様々な取り組みを推進しながら、若い世代の定着を促進する施策を展開し、住んでみたい、住んで良かったと思える魅力あるまちづくりに努めていきます。
③令和6年度当初予算計上額を反映させたうえで、旧弘前実業藤崎校舎整備事業費が約3億1500万円、旧校舎解体跡地施設整備事業費が約

8000万円、ふじ原木公園整備事業費が1300万円ほどとなっており、デジタル田園都市国家構想交付金や、交付税措置のある地方債を財源としています。
また、校舎やグラウンドなどを合わせた維持管理費は、今後5年間で約6500万円、年間1300万円ほどで推移するものと見込んでいます。
④(1)(2)町のコロナフクチン接種関連予算は、接種費用や接種体制の構築に係る費用の合計で、令和3年度は約1億3100万円、令和4年度は約8000万円、令和5年度の実績見込みは約3800万円です。この中で、感染予防対策として、「3密防止」や「ソーシャルディスタンス」など、新たな取り組みを行うとともに、公共施設の使用制限や、行事・会議の開催見合わせ、分散勤務の実施など感染予防に努めたほか、抗原検査キットを児童福祉施設や小学校、高齢者施設に配布するなど、感染リスクの高い方々への対策を実施しました。

さらに、コロナ関連支援額の年度別総額は、公共施設のトイレ改修などの感染拡大防止事業、子育て世帯や単身高齢者への商品券配付などの住民生活支援事業、町内中小事業者への支援金給付などの経済対策事業を合わせて、令和2年度は5億7100万円ほど、令和3年度は2億400万円ほど、令和4年度は2億1600万円ほどです。
また、3年余りのコロナ禍における地域経済支援の対応については、外出の規制などで経済的な影響を受けた町内中小事業者に対して、支援金を給付したことをはじめ、プレミアム付商品券を発行し、住民生活の支援や地域消費喚起を促すなど、コロナ禍の経済の低迷から脱却するための各種事業の実施は、一定の経済的な効果があつたものと考えています。
なお、現在の地域経済の動向については、コロナ禍を乗り越えて緩やかに景気が回復しつつあるものの、未だにコロナ禍前の水準には戻っていないことから、今後の経済動向を注視し、必要な地域経済支援の対応を検討していきます。

副町長を選任

令和6年第1回議会定例会において、副町長として新たに三上孝之氏を選任することが議決され、4月1日付で就任しました。

【主な経歴】
昭和62年に常盤村に採用。総務課課長補佐、企画財政課副参事、財政課長を歴任。

三上 孝之 (58)

した「新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画」を策定し、業務継続の優先度を定めるなど非常時の対応を定めています。

(以上 議会定例会)

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている皆さんへ

児童扶養手当、特別児童扶養手当の令和6年4月分からの支給額は次のとおりです。

◆令和6年4月分からの支給額

児童扶養手当	全部支給	一部支給
	月額 45,500円	月額 45,490円 ~ 10,740円
第2子加算額	全部支給	一部支給
	月額 10,750円	月額 10,740円 ~ 5,380円
第3子加算額	全部支給	一部支給
	月額 6,450円	月額 6,440円 ~ 3,230円
特別児童扶養手当	1級	2級
	月額 55,350円	月額 36,860円



ひとり親家庭等のお子さんのための

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子ども福祉の増進を図る目的として、手当を支給するものです。

◆どんな人に支給されるの？

日本国内に住所があり、次のいずれかに該当する父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母、父又は養育者に対し、子どもが18歳に達した年度末(子どもに20歳以上の障がいがあるときは20歳)まで支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が政令に定める障がいの状態(国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級1級程度)にある子ども
- ④父又は母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている子ども
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ⑨その他(棄児など)

ただし、次のいずれかに該当するときは支給されません。
 ○婚姻の届出をしていなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)にあるとき
 ○対象となる児童が、児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
 ○受給資格者(障がい児の父母等)もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるとき

障がいのあるお子さんのための

特別児童扶養手当

精神や身体が政令で定める障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉増進を目的として、手当を支給するものです。

◆どんな人に支給されるの？

日本国内に住所があり、精神又は身体が中程度以上の障がいのある児童(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に定める状態)を監護している父・母、又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- 対象となる児童が、児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設等を除く)などに入所したとき
- 対象となる児童が、障がいのために公的年金を受けることができるとき
- 受給資格者(障がい児の父母等)もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるとき

■お問合せ 住民課子育て支援係 ☎88-8184

子ども医療費給付対象者を18歳まで拡大します

町では、子育て世帯への支援充実のため、令和6年4月1日診療分から、町内に住所を有する18歳(18歳に達した日が属する年度末)までの子どもの保険診療にかかる医療費を、完全無償化します。

◆申請について

- 現在、資格証を持っている子ども
→申請は不要
- 現在、資格証を持っていない子ども
→申請が必要
- ※申請が必要な子どもの保護者には申請書を送付していますので、子どもの保険証を添えて、住民課子育て支援係へ提出してください。

◆資格証について

- ①就学前の子どもについては、1年ごとの更新となります。現在お持ちの資格証を有効期限終了まで使用してください。
- ②4月から小学1年生になる子どもの資格証は、3月下旬に既に送付しています。
- ③上記①②以外の子どもの資格証は、令和6年4月中に送付します。

※詳細については、町ホームページ(<http://www.town.fujisaki.lg.jp/>)をご覧ください。

■申請先・お問合せ 住民課子育て支援係 ☎88-8184

平成9年度～平成19年度生まれの女性の方へ ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンは 接種しましたか？

無料(公費)接種は
令和7年3月末まで!

◆子宮頸がんってどんな病気？

子宮頸がんは子宮の出口(頸部)に近い部分にでき、若い世代の女性のがんの中で多くを占めるがんです。発見が早いほど治りやすいですが、発見が遅れると手術が必要になったり、命を落とすこともあります。

◆子宮頸がんの原因は？

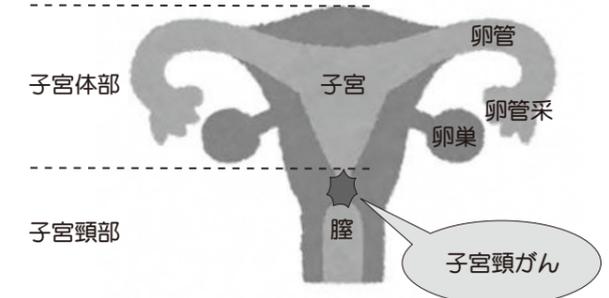
ほとんどは、性行為によるHPVというウイルスの感染によって引き起こされます。

◆子宮頸がんで苦しまないためには？

- ①HPVの予防接種を受ける【感染予防】
- ②子宮頸がん検診【早期発見】
※2年に一度、20歳以上で年度末年齢が偶数年齢の方を対象に助成します。

◆予防接種は安全なの？

接種を差し控えられていた時期もありましたが、安全性が確認されたことから積極的な接種勧奨が再開されました。



◆いつまでにワクチンを打てば良い？

令和7年3月末までに接種すると無料(公費)です。接種は合計3回で、完了するまでに約6か月間かかるため、令和6年9月頃までに1回目の接種を終えていないと間に合いません。

◆予防接種の受け方は？

- ①希望する医療機関に予約をする
- ②予診票を記入する(再発行は、母子手帳を持参して役場へお越しください)
- ③母子手帳と予診票を持って、医療機関で接種する

■お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197

上下水道課からのお知らせ

水道メーター検針を再開します

地下式水道メーターを使用している方については、冬期間中は積雪のため検針業務を休止していましたが、4月から検針業務を再開しますのでお知らせします。なお、業務の円滑な遂行のため、水道メーター付近の障害物等の撤去にご協力をお願いします。



認定水量期間終了の上下水道料金の精算について

冬期間における認定期間中の過不足分は、4月の検針再開に伴い令和6年5月請求に含め、精算して請求します。

また精算により過納金が生じた場合は、「冬期間認定料金精算通知書」を送付します。

【参考】上下水道料金の月額は次のとおりです。(料金は税込)

◆水道料金

用途	基本水量	基本料金	超過料金(1㎡につき)
家庭用	8㎡	2,112円	264円
営業用・団体用・臨時用	13㎡	3,432円	
湯屋用・工業用	130㎡	34,320円	

◆メーター使用料

メーター口径	地下式	地上式
13mmまで	88円	308円
20mmまで	143円	363円
25mmまで	176円	396円
40mmまで	528円	572円
50mmまで	1,056円	1,991円
50mmを超えるもの	1,760円	2,255円

◆下水道(農集排)使用料

基本水量	使用量	
8㎡まで	基本料金	1,430円
8㎡を超え20㎡まで	1㎡につき	183円
20㎡を超え30㎡まで		195円
30㎡を超え50㎡まで		228円
50㎡を超え150㎡まで		286円
150㎡を超えるもの		333円

水道の使用について (届出はお済みですか?)

水道を使用する際には、町水道事業給水条例により、「使用開始届書」の提出が必要です。また、使用しない時も「使用中止届書」の提出が必要です。

使用開始・中止の申込みについて

水道等の使用申込み前にご確認ください。

届出内容	提出書類	申込日	記入する内容	受付時間	その他
使用を開始するとき	使用開始届	使用する日又は中止する日の「3営業日」前までに申込み	・使用場所(賃貸物件名まで) ・使用者氏名、連絡先 ・使用開始日(中止日) ・支払(精算)方法	平日(月曜日～金曜日) 午前8時30分～午後4時30分	電話での事前予約申込み可
使用を中止するとき	使用中止届				

(注)「3営業日」は、土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除いた3日です。

(注)土・日・祝日・年末年始など、閉庁中の受付は行っておりません。

(注)料金の請求は、毎月1日から月末までの1ヶ月を単位とし、翌月に請求します。

⚠届出をしないで水道を使用すると・・・

正当な理由なく届出をしないで水道を使用した場合は、詐欺その他、不正の行為によって水道料金等を免れた者と判断し、水道法及び町水道事業給水条例等の定めにより、厳しい処分が適用されます。

【徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該金額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料に処されます。】

また、水道の使用の中止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しないときであってもその料金を徴収することになります。

○水道料金のお支払いについては、町ホームページ(<http://www.town.fujisaki.lg.jp/>)に詳細を掲載していますのでご確認ください。

○届出書は上下水道課又は常盤出張所に設置しています。また、常盤出張所でも届出の受付を行っておりますので、ご利用ください。

■お問合せ 上下水道課 ☎75-6025

ごみを出す際の注意について

◆ごみは必ず午前8時までに出してください

収集車は、その日の交通状況や収集するごみの種類等によって収集経路が異なり、収集時間が早くなったり、遅くなったりするなど、時間帯が変動することもありますので、ごみは決められた収集日の午前8時までに出してください。

収集されなかったごみについては理由を記入したシールが貼られています。シールが貼られていない場合は「まだ収集していない」又は「後出し」のどちらかのケースが考えられます。

◆収集日以外には、ごみを出さないでください

カラス被害や悪臭などの原因となりますので、収集日以外にはごみを出さないでください。ごみステーション(常盤地区)は、各町内会が管理するごみ置場です。ごみ出しルールを守り、きれいに利用するように心がけましょう。

◆収集されなかったごみは必ず撤去してください

シールを貼られるなどして収集されなかったごみは、カラスの被害や悪臭などの原因となりますので、出した人が必ず撤去しましょう。

◆指定袋を利用しましょう

常盤地区は「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のごみ袋が指定されています。名前・町内が記入されていないものや指定袋以外は収集しませんので、必ず記名をした指定袋を利用してください。

また、藤崎地区においても「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は“黒以外の透明な袋”、「資源物」は“無色透明な袋”を利用することになっています。

◆カラスの被害(ごみの散乱)に注意してください

毎戸収集(藤崎地区)の方は、ごみをゴミ箱やネットで覆うなどをして、風による散乱やカラス被害対策をお願いします。ごみステーション(常盤地区)では、戸締まりやネットで覆うなどをして、ごみが散乱することのないようご注意ください。

生ごみを少なくする工夫をすることで、カラス被害のほか、食品ロス対策にもつながりますので、ご協力をお願いします。

◆分別を徹底しましょう

「ペットボトル」や「空き缶」、「びん」、「その他のプラ」などの資源物が「燃やせないごみ」に混ぜて出されています。また、「ダンボール」や「紙パック」、「その他の紙」に該当する資源物も「燃やせるごみ」に混ぜた状態で出されています。

これらは再生可能な貴重な資源ですので、ごみに混ぜることなくきれいな状態にして分別をし、資源物として出してください。

■お問合せ 住民課環境係 ☎88-8169

定額減税の説明会の開催について

令和6年分の所得税について、令和6年6月以降に支給する給与にかかる源泉徴収税額から、定額による所得税額の特別控除(以下「定額減税」といいます。)が実施されることから、給与支払事務を行う源泉徴収義務者を対象とした定額減税の説明会を開催します。説明会では、定額減税制度の概要のほか、質疑等の時間を設けます。

◆開催日 ○4月12日(金) ○4月19日(金)
○4月26日(金) ○5月16日(木)
○5月17日(金)

◆開催時間 午前10時～午前11時
午後2時～午後3時

◆開催場所 スポカルイン黒石 大会議室

◆定員 午前・午後各50名

◆申込方法 ※先着順(定員になり次第受付終了)
申込はLINEアプリを活用した事前予約制となります。
LINEアプリを使用していない方は黒石税務署への電話予約も可能です。

国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」



■お問合せ 黒石税務署 調査部門(法人担当) ☎52-9488

公開地点の所在		用途地区	価格(円/m ²)
42	大字中島字中元(県道浪岡藤崎線沿)	普通住宅	4,408
43	大字藤崎字松野木(国道339号線沿)	村落	2,345
44	大字藤崎字白子(町道白子北真那板線沿)	村落	3,325
45	大字亀岡字池田(町道浅田豊田線沿)	村落	1,995
46	大字林崎字宮本(県道太田藤崎線沿)	村落	2,660
47	大字中野目字早稲田東(県道五林平藤崎線沿)	村落	2,765
48	大字葛野字岡元(県道前坂藤崎線沿)	村落	6,160
49	大字藤越字西一本木(町道藤崎東亀田線沿)	村落	5,394
50	大字葛野字前田(国道339号線沿)	村落	8,470
51	大字俵外字前田(県道五林平藤崎線沿)	村落	2,520
52	大字藤崎字村井(町道村井西浅田線沿)	村落	8,330

常盤地区		用途地区	価格(円/m ²)
1	大字常盤字一西田(町道水木若松線沿)	普通商業	7,422
2	大字常盤字四西田(町道県道若松踏切線沿)	普通住宅	7,140
3	大字常盤字五宮本(主要地方道五所川原黒石線沿)	普通住宅	5,250
4	大字常盤字二西田(町道西田北常盤停車場線沿)	普通住宅	9,170
5	大字徳下字滝本(町道徳下中通線沿)	集団	2,870
6	大字三ツ屋字上前田(町道福島徳下線沿)	集団	2,310
7	大字福島字村元(町道福島徳下線沿)	集団	2,275
8	大字水木字福西(町道水木榊線沿)	集団	3,360
9	大字水木字水元(県道浪岡藤崎線沿)	普通住宅	5,670
10	大字水木字水元(町道水木榊線沿)	普通住宅	4,200
11	大字久井名館字早稲田(町道久井名館早稲田線沿)	集団	2,310
12	大字富柳字福岡(町道福館水木線沿)	集団	2,030
13	大字福館字里見(町道福館水木線沿)	集団	1,890
14	大字若松字森越(主要地方道五所川原黒石線沿)	普通住宅	5,075
15	大字榊字種元(主要地方道五所川原黒石線沿)	普通住宅	4,900
16	大字榊字種元(主要地方道五所川原黒石線沿)	普通住宅	4,760
17	大字榊字和田(国道7号線沿)	中小工場	4,900
18	大字榊字亀田(町道県道亀田線沿)	普通住宅	7,560
19	大字増館字若柳(町道常盤徳下線沿)	普通住宅	5,040

※建物を増改築・取壊しをしたときは、税務課固定資産税係にお知らせください。なお、登記については青森地方方法務局弘前支局(☎26-1150)で手続が必要です。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧等を受付します

固定資産税の評価額等を確認していただくため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧等を次のとおり受付します。

- ◆縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)
午前8時15分～午後5時
※水曜日は午後6時30分まで
※土・日・祝日は除く

◆縦覧場所 税務課固定資産税係 窓口

◆手数料 無料

- ◆縦覧できる方 ○固定資産税の納税者
○納税管理人

◆準備物

【本人(法人は代表者)が来庁する場合】

- 来庁者の本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等)

○納税通知書

※代理人が来庁する場合は、上記書類のほか、本人からの委任状(法人の場合は代表者印を押した委任状)が必要です。

■お問合せ 税務課固定資産税係 ☎88-8146

町内の代表的な地点の地価を公開します

地価は、土地の売買や資産評価をする際の指標となります。納税者の皆さんの土地評価に対する理解を深めてもらうために、町内の標準地1平方メートル当たりの価格を次のとおり公開します。

公開地点の所在		用途地区	価格(円/m ²)
藤崎地区			
1	大字藤崎字館岡(国道339号線沿)	普通商業	12,250
2	大字藤崎字西村井(県道藤崎停車場線沿)	併用住宅	11,200
3	大字藤崎字四本松(国道339号線沿)	併用住宅	10,710
4	大字葛野字新岡元(町道新岡元東若松線沿)	普通住宅	7,280
5	大字西豊田一丁目(町道葛野前田藤崎豊田線沿)	普通住宅	14,070
6	大字葛野字前田(県道前坂藤崎線沿)	普通住宅	10,570
7	大字藤崎字西村井(町道若前西豊田線沿)	普通住宅	10,780
8	大字西豊田一丁目(町道中村井7号線沿)	普通住宅	12,950
9	大字西豊田二丁目(町道葛野前田藤崎豊田線沿)	普通住宅	13,860
10	大字西豊田三丁目(町道豊田村元線沿)	普通住宅	13,510
11	大字藤崎字西村井(町道西村井3号線沿)	普通住宅	8,820
12	大字藤崎字西村井(町道村井白子線沿)	普通住宅	11,200
13	大字藤崎字東村井(町道豊田村元線沿)	普通住宅	11,200
14	大字藤崎字横松(県道太田藤崎線沿)	普通住宅	7,420
15	大字藤崎字横松(県道太田藤崎線沿)	普通住宅	8,120
16	大字藤崎字若前(国道339号線沿)	普通住宅	11,200
17	大字藤崎字中村井(町道豊田村元線沿)	普通住宅	10,780
18	大字藤崎字梨ノ木(町道村岡梨ノ木線沿)	普通住宅	7,700
19	大字藤崎字館岡(町道館岡村岡線沿)	普通住宅	6,300
20	大字藤崎字武元(町道一本柳中村井線沿)	普通住宅	10,500
21	大字藤崎字村井(国道7号線沿)	普通住宅	12,040
22	大字藤崎字新城(町道新城東一本木線沿)	普通住宅	9,590
23	大字藤崎字四本松(町道四本松村岡線沿)	普通住宅	9,170
24	大字藤崎字村元(町道藤崎停車場下袋線沿)	普通住宅	8,470
25	大字藤崎字銅屋森(町道村元銅屋森線沿)	普通住宅	8,120
26	大字藤崎字横松(国道339号線沿)	普通住宅	9,100
27	大字藤崎字銅屋森(町道銅屋森3号線沿)	普通住宅	8,400
28	大字藤崎字村井(町道村井3号線沿)	普通住宅	7,840
29	大字西豊田三丁目(町道豊田東村井線沿)	普通住宅	12,950
30	大字藤崎字西若松(町道若前西若松1号線沿)	普通住宅	11,060
31	大字藤崎字西若松(町道村井白子線沿)	普通住宅	8,330
32	大字藤崎字銅屋森(国道339号線沿)	普通住宅	8,680
33	大字藤崎字中村井(町道中村井6号線)	普通住宅	9,100
34	大字藤崎字村井(町道村井白子線沿)	中小工場	11,130
35	大字藤崎字中村井(町道中村井5号線沿)	中小工場	7,070
36	大字西豊田三丁目(町道藤崎尾上線沿)	併用住宅	14,630
37	大字藤崎字南豊田(国道7号線沿)	併用住宅	9,800
38	大字藤崎字東若松(町道新岡元若松線沿)	村落	3,888
39	大字藤崎字下道(県道太田藤崎線沿)	村落	3,610
40	大字藤崎字新城(町道新城1号線沿)	村落	3,645
41	大字水沼字浅田(県道五林平藤崎線沿)	村落	3,749

令和5年度通学路における合同点検対策結果

町では、子どもたちが安全に通学できるよう、弘前警察署、中南地域県民局地域整備部と町が対策検討メンバーとなり、毎年通学路の合同点検を行っています。各小中学校、学童クラブ等から要望のあった令和5年度の対策箇所・対策実施内容は、次のとおりです。

学区	対策箇所	対策実施内容
藤崎小学校	藤崎駅前交差点	町道 村井唐糸線上の横断歩道白線の更新
	国道339号フクイ食品店前交差点	国道339号線上の区画線(外側線)の更新
	藤崎幼稚園前の三叉路	区画線(中心線)の更新
常盤小学校	猪股酒店前交差点	町道から県道へ出ようとするドライバーに対する一時停止の意識づけのため、県道上に白色のドットライン(点線)を新設
明德中学校	町営住宅 第1水木団地前T字路	横断歩道白線の更新
	陸奥常盤郵便局前交差点	
	斎藤米穀店前T字路	
	常盤地下道出入口前	

◆対策実施例の一部



なお、これまでに実施した通学路合同点検箇所については、町ホームページに公表しています。

■お問合せ 町教育委員会学務課(常盤生涯学習文化会館内) ☎69-5010

藤崎町無料職業紹介所について

町では、「農作業従事者無料紹介所」を開設しており、農繁期に農作業従事者を確保したい農業者と農作業従事を希望する方のマッチングを行っています。

◆従事内容

農業に関する作業
(りんごの摘果・葉とり、収穫等)

◆求人(雇用したい方)

○町内に住所を有する農業者
○町内に自らが営農する農地を有する農業者

◆求職(就労したい方)

○町内に住所を有する者
○町が実施する労働力不足解消を目的とした事業に参加したことがある者

◆登録申請受付 農政課窓口にて随時受付

■お問合せ 農政課農政係 ☎88-8273

軽自動車税等に関するお知らせ

◎軽自動車税(種別割)は、車両の種類や新規検査(新車登録)を受けた年月によって、適用される税率が異なります

◆重課税率

新規検査(新車登録)を受けた年月から13年を経過した車両(電気自動車等を除く)に対して課される税率です。
※令和6年度は、平成23年3月31日以前に新規検査した車両が該当します。

例：年税額が次のようになります。

○乗用自家用車 7,200円(旧税率) → 12,900円

○貨物用自家用車 4,000円(旧税率) → 6,000円

◆納税義務者

4月1日現在で、町内に主な定置場のある軽自動車等を所有している方

※4月2日以降に廃車等をして、本年度分の税金は還付されません。(軽自動車税には月割制度がありません。)

◆小型特殊自動車の申告

トラクターやコンバインなどの農耕作業用自動車、フォークリフトやショベルローダ、乗用草刈機などの小型特殊自動車は、軽自動車税(種別割)の課税対象となります。軽自動車税の申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

※軽自動車税(種別割)は車両を所有していれば、公道を走らない場合でも課税対象となります。なお、大型特殊自動車は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、事業主の方は固定資産税(償却資産)の申告をしてください。

◎令和6年度軽自動車税(種別割)の減免申請を受付します

◆対象

- ①身体・精神障がい者又はその者と生計を一にする者が所有する軽自動車
 - ②公益のため直接専用する軽自動車
 - ③その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車(車検証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」等と記載されている車両)
- ※①は障がいの区分・程度に応じて減免の可否があります。

※①、③は障がい者1人につき、軽自動車又は普通自動車いずれか1台の減免となります。

◆必要なもの

- ①…身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、車検証
※運転者が別世帯の場合は生計同一証明書
- ②…公益のため直接専用する旨を証明する書類、車検証
- ③…車検証
※法人の場合は事業内容を確認できる書類

◆受付締切 4月30日(火)

◎オリジナルナンバープレートの交付を行っています

町のマスコットキャラクター、ふじ丸くんとジャン坊くんのデザインによる原動機付自転車のオリジナルナンバープレートを数量限定で交付しています。

なお、受付順の交付とし、番号の予約及び選択はできません。

◆交付場所 税務課窓口

◆交付対象車両

総排気量50cc以下の原動機付自転車(ミニカー除く)

◆交付申請の際に必要なもの

- 対象車両の車名、車台番号、型式、年式、排気量等の情報
- 譲渡証明書又は販売証明書(軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書に記載・押印で可)

※自賠責保険の変更手続は加入している保険会社へご確認ください。

◆交付デザイン



■お問合せ 税務課固定資産税係 ☎88-8146

もしかして認知症？初期症状を確認しましょう！



認知症とは

さまざまな原因で脳の働きが悪くなって記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態のことです。老化による衰えとは違って**治療が必要**です。**早期に発見**して適切な治療や対処をすれば、症状の進行を遅らせ、その人らしい充実した暮らしを続けることができます。「認知症かもしれない」というサインに早めに気付くことが大切ですので、次の初期症状に当てはまるか確認してみましょう。

こんなことはありませんか？

- 同じことを何度も言ったり聞いたりする
- 同じ商品を何度も買って来る
- 日付がわからなくなる
- 約束した内容や約束したこと自体を忘れる
- テレビで見たニュースの内容を覚えていない

当てはまる項目が複数ある場合は、**かかりつけ医や藤崎町地域包括支援センターに相談**しましょう。また、本人よりも周囲の人が気付きやすいことも多いので、身近な家族などが一緒にチェックしましょう。

認知症カフェ(オレンジカフェ)のお知らせ

認知症の方やその家族は、日常生活でさまざまな不安や戸惑い、怒りなどを抱え、理解されなかったり相談相手がないことにより、孤独を感じることもあります。認知症とは何なのか、また適切な介護の仕方が分からないなど、認知症に関わる心配ごとを気軽に相談できる「認知症カフェ」を開催しています。認知症に詳しい専門スタッフが対応し、**秘密は厳守します**ので、お気軽にお越しください。

◆**対象者** 認知症に不安を感じている本人やその家族 ※参加費無料・申込不要

◆場所・日時

- 藤崎老人福祉センター 4月12日(金)、5月10日(金) 午後1時～午後3時
- 常盤老人福祉センター 4月19日(金)、5月17日(金) 午後1時～午後3時
- ※6月以降の開催日程は、広報4月号の折込チラシをご覧ください。



■お問合せ ○福祉課介護保険係 ☎88-8198 ○地域包括支援センター ☎65-4155

5月 健康係 カレンダー

満1歳のお誕生日を迎えたらMR(麻しん・風しん)の予防接種を受けましょう。
また、すこやか健診等の日程一覧表は、町ホームページに掲載しています。

すこやか健診

5月9日(木)【1歳6か月児健診】

- 対象** R4年9月～10月生
- 受付** 個別に通知します。
- 場所** ふれあいずーむ館
- 持ち物** 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル、おむつ等外出時に必要なもの

5月30日(木)【3歳児健診】

- 対象** R2年9月～10月生
- 受付** 個別に通知します。
- 場所** ふれあいずーむ館
- 持ち物** 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル、その他外出時に必要なもの



すこやか相談

5月21日(火)【母子健康相談】

- ◆**個別相談** ※事前予約制
- 対象** 妊産婦・生後3か月以上の乳幼児
- 時間** 9:15～12:00
- 場所** 町文化センター3階 和室
- 内容** 育児や発育発達について保健師や栄養士との個別相談ができます。
- 持ち物** 健診時の持ち物と同じ

◆子育てママサロン ※予約不要

- 対象** 妊産婦及び生後3か月以上の乳幼児とその保護者
- 時間** 9:30～11:00
- 場所** 町文化センター3階 和室
- 内容** 子育て親子同士の交流、子育ての情報交換

健康相談

5月1日(水)・15日(水)【こころの健康相談】

- 時間** 9:00～12:00
- 場所** (1日)常盤老人福祉センター (15日)藤崎老人福祉センター

5月10日(金)・17日(金)【傾聴サロン おしゃべり&オレンジカフェ】

- 時間** 13:00～15:00
- 場所** (10日)藤崎老人福祉センター (17日)常盤老人福祉センター



こんにちは
国保係 です

国民健康保険への加入・脱退の手続き

国民健康保険は、自営業の人や、職場に健康保険証制度のない人などを対象に医療保障する制度で、他の健康保険(職場の健康保険、後期高齢者医療制度等)に加入していない人は必ず加入しなければなりません。次のような場合には、14日以内に手続きをしてください。

◆国民健康保険に加入するとき

こんなとき	持参するもの
他の市区町村から転入したとき	○マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類
他の健康保険などを脱退したとき、被扶養者からはずれたとき	
子どもが生まれたとき	○印鑑 (※の場合は不要)
生活保護を受けなくなったとき	
外国籍の人が加入するとき※	

◆国民健康保険を脱退するとき

こんなとき	持参するもの
他の市区町村に転出するとき	○マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類
他の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	
生活保護を受けることになったとき	○印鑑
死亡したとき	
外国籍の人が脱退するとき	

◆その他

こんなとき	持参するもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	○マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	
修学のため、他の市区町村に転出するとき	○印鑑

※上記以外のものが必要になる場合もあります。

■お問合せ 住民課国保年金係 ☎88-8179

国民年金のお知らせ 国民年金保険料の産前産後の免除制度について

- ◆**免除期間** 出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)は国民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産です。(死産、流産、早産された方を含みます。)
- ◆**対象者** 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
- ◆**届出時期** 出産予定日の6か月前から届出が可能です。
- ◆**必要なもの** ○年金番号又は個人番号(マイナンバー)がわかるもの
○出産前に届出の提出をする場合：母子健康手帳等出産予定日がわかるもの
○出産後に届出の提出をする場合：出産日は町で確認できるため不要
※被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類
○届出書(年金事務所又は住民課国保年金係に備え付けています。)

■お問合せ ○弘前年金事務所 ☎27-1339 ○住民課国保年金係 ☎88-8179

◎最新着図書

☆一般図書

- 「農機具屋が教える機械修理・メンテ術」 松澤 努 著
- 「夜露がたり」 砂原 浩太郎 著
- 「姥玉みつつ」 西條 奈加 著
- 「殺める女神の島」 秋吉 理香子 著
- 「ホットプレートと震度四」 井上 荒野 著
- 「川のある街」 江國 香織 著
- 「柿イトモダチ」 岡部 えつ 著
- 「そして誰かがいなくなる」 下村 敦史 著
- 「君を守ろうとする猫の話」 夏川 草介 著
- 「博士はオカルトを信じない」 東川 篤哉 著
- 「国歌を作った男」 宮内 悠介 著
- 「錆びない生き方」 五木 寛之 著
- 「ヴィンデビー・パズル」 ロイス・ローリー 著
- 「夫が「うつ」かも?と思ったら妻がすべきこと」 本郷 誠司 監修

☆児童図書

- 「ひとり暮らしスタートガイドブック」 ナツメ社 出版
- 「花見じゃそうべえ」 たじま ゆきひこ 著
- 「おとなりのだれかさん」 カーシャ・デニセビッチ さく
- 「夢みるビッキー」 三浦 ガク 写真
- 「けなげに生きぬくいきもの図鑑」 岡 幸子 執筆
- 「トイレ野ようこさん」 仙田 学 作
- 「きょうはおやすみします」 ほそかわ てんてん さく

☆郷土

- 「小田くん家は南部せんべい店」 高森 美由紀 著
- 「時空を超えて 新渡戸十次郎パラダイム」 新渡戸十次郎開拓開業まちづくり顕彰会 出版

※都合により、一部納期が遅れることがあります。

◎4月の休館日

1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)・26日(金)・30日(火)
※4月26日(金)は図書整理のため休館となります。
※休館日に図書を返却する場合は、正面玄関脇の返却ポストをご利用ください。

2024年・第66回「こどもの読書週間」
期間：4月23日(火)~5月12日(日)
標語：「ひらいてワクワク
めくってドキドキ」



◎こどもの読書週間企画

☆『わくわく♪ドキドキ★おはなし ガチャ本』
~大夢(タイム)カプセルで豆本ゲット!!~

- い つ 4月23日(火)~図書貸出時 ※なくなりしだい終了
- どこで 町図書館 受付
- 対象 幼児・小学生(お一人様、1日1回) 本を借りると豆本が入ったガチャガチャを回せるよ!

◎企画展示のご案内

- ☆一般 ・「全国書店員が選んだいちばん! 売りたい本 2024年本屋大賞」
・「赤ちゃんからの絵本展」
・「新生活スタート★心の準備編」
- ☆児童 ・「MOE絵本屋さん大賞」

◎お知らせ

定例・定期おはなし会は6月からスタートします。
どうぞお楽しみに!!

◎利用案内

町内在住者・在勤者など、どなたでも利用できます。
町外の方への貸出は、青森県内図書館共通利用券が必要となります。

- ☆開館時間 午前9時~午後5時
- ☆貸出冊数・期間 一人6冊・14日間
- ☆休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)
年末及び年始(12月29日~1月3日)
館内図書整理日 毎月末日等
蔵書点検期間

☆リクエスト ご希望の本が館内にない場合は、町内在住者に限り、リクエストできます。

☆予約 館内所蔵の本で貸出中の場合、予約できます。

☆ネット予約 まずは図書館窓口での申請が必要です。

☆返却ポスト 町文化センター、常盤ふるさと資料館あすか(各施設の開館時間にあわせてご利用できます)

皆様のご利用をお待ちしています。

子育てについて悩んでいませんか?

子育てなんでも相談のご案内

女性の専門相談員(保健師兼認定心理士)が応じますので、お気軽にご相談ください。電話での匿名相談もできます。

- ◆相談内容 子育ての悩み・生活習慣・発達や言葉の遅れ・学校関係・家庭教育・いじめ・非行 など
※相談上の秘密は厳守します。
- ◆対象者 幼児~高校生までの保護者等
- ◆日時 月1回(第3又は第4土曜日) 午後1時~午後4時
- ◆会場 ○ふれあいず-む館「研修室」
○常盤生涯学習文化会館「音楽室」
- ◆相談方法
○面接相談(相談会場にて個別相談受付)
○子育てなんでも専用ダイヤル ☎070-2021-6940
※専用ダイヤルによる相談受付は面接相談日時と同じです。

■予約・お問合せ 町教育委員会生涯学習課(常盤生涯学習文化会館内) ☎65-3100
※事前にご予約いただくと、お待たせせずにスムーズにご案内できます。

実施日	会場
4月27日	常盤生涯学習文化会館
5月18日	ふれあいず-む館
6月15日	常盤生涯学習文化会館
7月20日	ふれあいず-む館
8月17日	常盤生涯学習文化会館
9月21日	ふれあいず-む館
10月19日	常盤生涯学習文化会館
11月16日	ふれあいず-む館
12月21日	常盤生涯学習文化会館
1月18日	ふれあいず-む館
2月15日	常盤生涯学習文化会館
3月15日	ふれあいず-む館

第36回「ときわ桜を観る会」を開催します

- ◆日時 4月13日(土) 午前11時~午後3時
- ◆場所 北常盤駅前公園(小雨決行)
- ◆内容
午前11時~ 常盤小学校スクールバンドの演奏
午前11時20分~ 開会式
正午~ 桂ゆり一行 ミニライブ
午前11時30分~午後3時 さくら縁日
○公園内でくじ引き、スーパーボールすくい、光るうちわ、光るくま、光るハート、おもちゃポートなどを行います。
○売店、キッチンカーも出店します。
※雨天の場合は、「ほっほら」(北常盤駅隣)内で行います。
※詳細は、折込チラシをご覧ください。なお、変更になる場合があります。
※当日は混雑が予想されますので、車での来場はご遠慮ください。

今年の桜をライトアップで
お楽しみください

◆ライトアップの期間
4月10日(水)頃~4月25日(木)
日没~午後10時まで

◆場所
北常盤駅前公園

■お問合せ 町商工会 ☎75-2370

生涯学習だより
ふれあいライフ

紫柳社

川柳

二月例会入選作品抄
題「ジャンケン」「触れる」「告白」

折に触れ家に足向く母の味
芸に触れ世界遺産になる書道
避難所で本音が言えぬインタビュ
病床で感謝の言葉嫁に言う
新谷 結城

岐路のつビグーかバーかで生きている
ジャンケンポンずるして遅い孫の指
すすき野でこの指止まれ赤とんぼ
冷えた手に息を吹きかけさする妻
佐々木トミエ

じゃんけんぼん今も昔も決め手技
じゃんけんぼんは出来たぞ麻痺の指
シニアになりクラス会で告白す
わだかまり告白せずに大事件
成田 波麻

グーチョキパー勝利の指に湧く勇氣
春の風そつと頬撫で背を伸ばす
クニクニと赤子の頬にある未来
肩書が重く真実話せない
清水 川魚

ジャンケンはいつも石出す頑固爺
世渡りが下手ジャンケンも負け続け
時の人告白デカク週刊誌
あらいざら告白悪を糾弾し

帰り道敗けて荷物を背負い込む
歌手ひとり残した歌の情にふれ
クラス会告白されても共白髪
ロックした日記の中に愛を込め
ちよちよじ

最初はぐー志村けんの置土産
触れません触れていましたセクハラか
血を調べ問診も無し触れもせず
出席者全員選 高得点順
題「誓う」

五選句 出席者全員選 高得点順
題「誓う」

神前の誓いいつしか錆びてくる
再生を誓う彼方に青い海
成田 波麻
田中 さち子

陽が落ちて今朝も誓った酒絶えず
更新時教官の言葉身に誓う
良薬は妻との約束春を待つ
元日の誓い如月に忘却
壊れます誓った愛さえ雪解けに
ちよちよじ
佐々木トミエ
木村 羊川
成田 滝扇
新谷 結城

壊れます誓った愛さえ雪解けに
新谷 結城



自衛官募集のお知らせ

次のとおり自衛官を募集します。

募集種目	資格	受付期間	試験日
一般幹部候補生 (大卒程度試験)	○22歳以上26歳未満の者 ○20歳以上22歳未満の大卒者(見込含) ○28歳未満の修士課程修了者等(見込含)	【第1回試験受付】 3月1日～ 4月12日	【第1回試験】 4月20日・21日 (21日は海・空飛行 要員のみ)
一般幹部候補生 (院卒者試験)	20歳以上28歳未満の修士課程修了者等(見込含)	【第2回試験受付】 4月24日～ 6月13日	【第2回試験】 6月22日
幹部候補生 (歯科・薬剤科試験)	20歳以上30歳未満で専門の大卒者(見込含) ※薬剤科は20歳以上28歳未満の者		
キャリア採用幹部	大卒以上の者で、応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、2年以上の業務経験のある者	3月1日～ 5月17日	陸:6月10日 海:6月17日 空:6月17日～19日
技術曹	20歳以上の者で国家免許資格取得者等		陸:6月7日 海:6月14日 空:6月12日～14日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者※32歳の者は採用予定月の末日現在、33歳に達していない者	3月1日～5月7日	5月17日～26日 ※いずれか1日
予備自衛官補(一般)	18歳以上52歳未満の者	1月22日～4月11日	4月6日～4月21日 ※いずれか1日
予備自衛官補(技術)	18歳以上で採用要綱に記載された国家資格を有する者		
医師・歯科幹部	医師・歯科医師の免許取得者	2月1日～6月6日	6月21日

※応募方法や試験場所等の詳細についてはお問合せください。

■お問合せ 自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所 ☎27-3871

町の人口と世帯数

	2月29日現在	前月比
人口	6,756人	-11
男	7,628人	-9
女	14,384人	-20
合計	6,168世帯	-8
世帯		

交通事故発生状況

	(令和6年2月29日現在)		
	件数	死者数	傷者数
町内	7件	0人	7人
(前年比)	(+5)	(0)	(+5)
県内	376件	8人	442人
(前年比)	(-117)	(+2)	(-160)



戸籍の窓 2月届出分

～お誕生おめでとうございます～

()内保護者
矢 沢 鈴 木 柚 羽(健太) 小学校通り 櫻 庭 雅 玖(拓己)

～お悔やみ申しあげます～

小 畑 佐々木 昭 春(91)	下 町 前 田 誠 一(92)
福 島 古 川 キ 工(92)	富 柳 櫻 庭 トキイ(89)
吉 向 三 上 百合子(80)	俵 舛 須 郷 正 彦(61)
久井名館 對 馬 昭 子(91)	伝 馬 野 呂 昇 司(56)
富 柳 小笠原 ス 工(95)	榊 對 馬 はるゑ(97)
中 島 吉 本 時 秋(94)	常 盤 石 動 八 重(98)
常 盤 齋 藤 章 (50)	西中野目 成 田 ツ ヨ(97)
矢 沢 工 藤 芳 久(81)	小 畑 久保田 榮 三(93)
林 崎 葛 西 幸 (93)	矢 沢 佐々木 イ マ(105)
福 島 福 士 るり子(61)	俵 舛 工 藤 義 明(87)

※この欄に載せたくない方は、届出の時に窓口に申し出てください。

県税のコンビニ納付・口座振替のお知らせ

- ◆コンビニ納付
個人事業税、不動産取得税及び自動車税種別割の納付書は、コンビニエンスストアでの納付に対応しています。ぜひご利用ください。
- ◆口座振替による納付
口座振替を利用できる県税は、個人事業税(定期賦課分)、法人県民税・事業税(中間申告・確定申告分)、自動車税種別割(定期賦課分)及び軽油引取税(特別徴収義務者申告分)です。
- ※自動車税種別割の新規口座振替申込期限は4月30日(火)です。なお、口座振替済通知書及び自動車税種別割納税証明書については、令和2年度から送付していません。
- お問合せ 中南地域県民局県税課 納税管理課 ☎32-4341

令和6年度町朝野球大会参加チーム募集

- ◆参加資格
12人以上で編成したチーム ※町内外を問わず
- ◆参加料 ※申込時に納入
1チーム 250000円
- ◆申込締切 4月14日(日)※厳守
- 申込・お問合せ スポーツプラザ藤崎 ☎75-3323

河川愛護モニターを募集します

- 国土交通省では、河川愛護思想の啓発や河川情報等の把握を目的として「河川愛護モニター」を募集します。
- ◆活動内容
・河川愛護モニター巡視月誌の提出(月1回)
・岩木川に関する地域住民からの情報提供や、河川についての異常を発見した場合の通報年数回の河川関係行事等への参加 など
- ◆活動地区
岩木西橋から清瀬橋区間(岩木川左右岸)
- ◆募集人員 1人
- ◆応募資格
①活動地区付近に居住しており、岩木川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、日常生活の中で知り得た情報を提供できる方(男女問わず)
②満20歳以上で、河川愛護行事等に出席できる方
- ◆手当
月額45000円程度(予定)
- ◆活動期間
令和6年7月1日から令和7年6月30日まで(予定)
- ◆申込方法
次の書類を郵送してください。
①履歴書：住所、氏名、年齢、電話番号、職業

令和6年度岩木川総合水防演習を開催します

- 東北6県持ち回りで開催される総合水防演習は、平成28年以来8年ぶりの青森開催となります。タイムラインに基づいた実践的な訓練の実施により、緊迫感のある東北最大級の総合水防演習を見学できます。
- 万一の水害に対応できる知識と防災意識を高める絶好の機会ですので、ぜひ来場ください。
- 送付先・お問合せ
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川占用調整課
(青森市中央三丁目20-38)
☎017-1734-4537
FAX 017-1721-2530

危険物取扱者試験・事前講習会のお知らせ

- ◆日時
5月26日(日) 午前9時～
- ◆会場
鶴岡町大字野木字東松虫地先(岩木川左岸36・2km付近保安橋下流)
- ◆入場料 無料
- ◆主な実施内容
○水防団による洪水対応訓練(シート張り、月の輪工、積土の土工等)
○防災知識を楽しく学べる防災展の展示
(豪雨の強さを体験できる体験装置「降雨体験装置」、災害時に対応する特殊車両の展示等)
- お問合せ
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所
☎017-1734-4521

危険物取扱者試験・事前講習会のお知らせ

- ◆日程 6月22日(土)
- ◆場所 弘前工業高等学校(弘前市大字馬屋町6番地2)
- ◆受付期間
5月1日(水)～5月13日(月)
※電子申請も同じ期間です。
- ◆種類
甲種(受験資格必要)・乙種第1類(第6類・丙種)
- ◆試験手数料
手数料条例改正の予定があり
- ◆受講料は講習日に会場にて徴収
■受験願書配布先・申込先・お問合せ
消防本部予防課 ☎32-15104
東消防署北分署 ☎75-13333

事前講習会

- ますので、詳しくは(一財)消防試験研究センター青森県支部(☎017-1722-1902)にお問合せください。
- ※インターネットによる電子申請は、ホームページ(https://www.shoubo-shiken.or.jp/)からになります。
- ◆日時
6月7日(金)
午前9時30分～午後5時
- ◆場所
黒石消防署2階講堂(黒石市追子野木一丁目576番地)
- ◆対象者
乙種第4類の受験者のうち受講を希望する方
- ◆受付期間
5月1日(水)～5月31日(金)
- ◆受講料
2000円(弘前地区消防防協会加入事業所は1000円)
テキストについては申込時にお知らせします。



にんにくを使ったメニューを求めて多くの来場者が訪れました

にんにく 食べどきっ



にんにくキャッチャーは子どもたちに大人気!

2月25日、町の特産品である「にんにく」で町を盛り上げようと、JA津軽みらい農協ときわにんにく部会と地域おこし協力隊、ふじさき食彩テラスが共催して「にんにく食べどきっ」を開催しました。

会場はときわにんにくを使った特別メニューを用意したキッチンカーでにぎわい、ときわにんにくキャッチャーコーナーでは、クレーンゲームで大きいにんにくをキャッチしようと集まった子どもたちで行列ができ、キャッチできた時には大歓声があがっていました。

また、にんにくつかみどりや、黒にんにく飴の販売など、にんにくにこだわった企画で来場者を楽しませていました。

世界初!?

黒にんにく飴

会場でひとときわ目をひいていた「黒にんにく飴」。にんにくと飴の珍しい組み合わせに興味を持つ来場者が多く、販売された78本の黒にんにく飴は全て完売!

気になるその味は、「グミのような触感で不思議な味がする」そうです!



初めての黒にんにく飴に挑戦!



にんにくたくさんゲットできるかな?

ふじめぐり総選挙2023

グランプリはブルーージェリー ル・ボヌール!
たくさんの投票ありがとうございました!



町では令和5年7月~12月に、町内のお店をめぐってレシートを集め、お気に入りのお店に投票して人気No.1の店舗を決める「ふじめぐり総選挙」を実施しました。約2,600票の投票の結果、「ブルーージェリー ル・ボヌール」がグランプリに輝きました。

3月19日に表彰式が行われ、ブルーージェリー ル・ボヌールの福井さんは、「光栄な賞をいただいてとても嬉しい。今後もお客さまにとって気持ちの良い接客を心がけ、たくさんの方に美味しいパンを食べてもらいたい」と話していました。

ふじめぐり総選挙は来年度も開催予定です! お楽しみに♪

広報ふじさきに関するご意見・ご要望は、経営戦略課企画調整係までお寄せください。

■編集・発行 藤崎町経営戦略課企画調整係 〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

TEL 0172-75-3111(代表)、0172-88-8258(企画調整係直通) FAX 0172-75-2515

■URL <http://www.town.fujisaki.lg.jp/>

広報ふじさき 2024.4 24